

京都大学総合博物館所蔵楔形文字粘土板資料 (2)

—— アケメネス朝時代バビロニアにおける売買契約文書* ——

A Sale Contract from the Achaemenid Babylonia
housed in the Kyoto University Museum

山 本 孟
Hajime YAMAMOTO

Abstract This paper presents the transliteration and translation of a cuneiform tablet (Museum number 993-90), one of five unpublished cuneiform tablets housed in the Kyoto University Museum. The tablet is a sale contract concerning ownership of a real estate and a slave, crafted in Babylon under the Achaemenid Empire in the 18th year of *Darius I* (507 B. C. E.). It is from the archive of the *Egibi* family : a family famous for its private enterprises in Babylon during the 6th century B. C. E. The contract details are carved on the obverse while the names of the witnesses appear on the reverse. According to the contract, *Nabû-ittanu*, who was a proxy of the head of the *Egibi* family, bought ownership of 5 *qanû* of property and half ownership of a slave from *Nergal-ušēzib*. The text also specifies that the silver paid for the purpose was of *Marduk-naû-apli*, the head of the *Egibi* family in that period, and the tablet itself had been made for him. Since *Nergal-ušēzib*, the seller, was his brother, the contract was made between brothers of the *Egibi* family via a proxy. A duplicate of this tablet belongs to the British Museum (BM 30637 ; Dar. 467).

Keywords cuneiform tablet (楔形文字粘土板), Akkadian (アッカド語), Achaemenid Babylonia (アケメネス朝時代バビロニア), Kyoto University Museum (京都大学総合博物館)

は じ め に

京都大学総合博物館には約 60 点の楔形文字粘土板が所蔵されている。この内 56 点は、京都帝国大学の濱田教授が、イギリス・オクスフォード大学滞在中に同大学のアッシリア学の

* 資料を提供していただいた京都大学総合博物館と、調査にあたって多大なご協力をいただいた村上由美子氏と横山操氏に深謝する。また、本稿の執筆にあたり、貴重な助言をいただいた日本学術振興会特別研究員の渡井葉子氏と、同氏を通じてコメントを下されたパリ第 1 大学名誉教授 Francis Joannès 先生に感謝の意を表する。

なお、本稿で使用する略号は以下の通りである。BM=British Museum ; CAD=M. T. Roth et al. (eds.), *The Assyrian Dictionary of the Oriental Institute of the University of Chicago* ; Dar.=J. N. Strassmeier, *Inschriften von Darius, König von Babylon* ; Nbn.=J. N. Strassmeier, *Inschriften von Nabonidus, König von Babylon*.

講師であったボール C. J. Ball 博士から譲り受けた楔形文字粘土板文書である¹⁾。残り 4 点については、寄贈の経緯は不明であるが、ボール博士と、オクスフォード大学のアッシリア学教授であったセイス A. H. Sayce 博士、京都帝国大学の内田銀蔵博士から寄贈された粘土板である [中原 1927: 79]。

所蔵されている粘土板の作成年代については、紀元前 3 千年紀ではアッカド時代に作成されたものが 1 点とウル第三王朝期の文書が 54 点、紀元前 2 千年紀では古バビロニア時代のものが 2 点、カッシート時代のものが 1 点、ヒッタイト時代のものが 1 点ある。また、紀元前 1 千年紀に作成された粘土板も 1 点所蔵されている。この内、中原与茂九郎は 1927 年に古バビロニア時代のウルクで作成されたシュメール語粘土板 (博物館番号 993-54) の翻字と日本語翻訳、写真を出版している [中原 1927]。また、その翌年にはアッカド期・ウル第三王朝期のシュメール語粘土板 55 点 (993-1~993-55) の写真とハンドコピー、翻字および英語翻訳を出版している [Nakahara 1928]。ただし、残りの粘土板 5 点 (シュメール語 1 点、アッカド語 3 点、ヒッタイト語 1 点) は未公開のままであった。本稿では、アッカド語で書かれた未出版の粘土板 3 点の内、紀元前 6 世紀のアケメネス朝ペルシア時代に作成された粘土板について報告する (博物館番号 993-90。以下、993-90)²⁾。

I 粘土板 993-90 の概要

粘土板 993-90 は、縦 51 mm、横 67 mm、厚さ 21 mm の横長の形状をしており、アッカド語が刻まれている [図 1・2 参照]³⁾。裏面の最終行には、ダリウス 1 世 18 年 (前 504 年)、アケメネス朝支配下のバビロンで作成されたことが記されている。

新バビロニアおよびアケメネス朝ペルシア時代のバビロニアでは、前 7 世紀以降、アラム語が支配的な言語となっていたが、バビロンを中心にアッカド語で書かれた楔形文字粘土板文書も相当数見つかっている。Jursa によると、新バビロニアの成立した前 7 世紀末から前 5 世紀初めの約 150 年に作成された文書でその存在が知られているものは、19,000 枚にのぼ

1) 中原 (1927: 79) は、それらをニップール出土の粘土板であるとしているが、プズリシュダガンで作成されたと思われるシュメール語粘土板も数点含まれている。

2) 1928 年に出版された『京都帝國大学文學部陳列館考古圖録』には、「第 110 西亜楔状文字泥章」として 9 枚の粘土板写真が掲載されている。その内、写真 (3) については「ボール君寄贈及舊藏品」の「ダリウス時代文書」との説明がある。しかし、写真 (3) は、実際には古バビロニア時代に作成された粘土板であり、この記載は誤りである。博物館の寄贈記録には 1925 年に「博物館番号 (90) Darius Tablet 1 個」がボール氏から寄贈されたと正しく記録されているため、考古図録の写真 (3) には、本来は 993-90 の写真が掲載される予定であったと考えられる。なお、森若葉氏による古バビロニア時代の粘土板文書についての論考は「京都大学総合博物館所蔵楔形文字粘土板資料 (1) — 古バビロニア時代不動産売買文書 —」として本稿と同じ号に掲載されている。

3) 993-90 の表面のカラー写真は京都大学総合博物館編『考古図録』[2017: 109, 資料番号 145]に掲載されている。

る [Jursa 2010: 7]。それらの文書には、ウルクの神殿エアンナやシッパルの神殿エバツバル等で作成された行政関係の文書の他、私的経済活動を行った一族や個人の文書群が含まれる。

なかでも当時のバビロンで私的経済活動を行った一族として最もよく知られているのがエギビ家である。エギビ家は、前7世紀末に事業を開始して以来、農地経営の投資ビジネスを基盤として財をなし、王室との繋がりを持ちつつ5世代にわたって経済活動に従事し、特にアケメネス朝支配下にあった前6世紀のバビロンでは最も突出した実業家となった⁴⁾。その経済活動は土地経営や銀・農作物の貸し付け、遠距離交易など、多岐にわたり、前5世紀初めまでに2500枚以上の文書を残している [渡井 2012: 2]。粘土板 993-90 は、このエギビ家に関連する文書である。その内容は、前6世紀末にエギビ家当主であったマルドゥク・ナーツイル・アプリと彼の兄弟であるネルガル・ウシェージュブの間で行われた、土地と奴隷の所有権についての売買契約である。

粘土板 993-90 と同一の書式・内容の粘土板が大英博物館に一点所蔵されている [BM 30637; Dar. 467] (参考資料①)。また、大英博物館に所蔵されている BM 31737 (Dar. 465) は、993-90 および Dar. 467 と同じ契約内容を記録しており、いずれも 993-90 と同日 (ダリウス 18 年第 1 月 24 日) に作成されている (参考資料②)⁵⁾。大英博物館が所蔵する Dar. 467 と Dar. 465 については、これまで Peiser が 1891 年にドイツ語翻訳を、Strassmeier が 1892 年にハンドコピーを出版している [Peiser 1891; Strassmeier 1892]。また、Petschow も Dar. 467 の翻字とドイツ語翻訳を出版している [Petschow 1954: 131-132]。さらに、2002 年から Joannès はこれらの文書の翻字とフランス語の要約をインターネット上に公開している⁶⁾。これらの出版を参照し、993-90 の翻字と翻訳を以下に示す。

4) エギビ家の歴代の当主は順に、シュラヤ (前 606-582 年)、ナブー・アッヘー・イッディン (前 590-543 年)、イッティ・マルドゥク・バラートウ (前 551-522 年)、マルドゥク・ナーツイル・アプリ (前 521-487 年)、ニディントウ・ベール (前 490-482 年) である [渡井 2013: 2, n. 4]。

5) 993-90・Dar. 467・Dar. 465 と同日に作成されたエギビ家の文書には他にも BM 41433 (Dar. 466) がある。Dar. 466 は、その他 3 点とは異なる土地の売買を記録しているが、同様の形式で取引が行われている。

6) Joannès (2002) Strassmaier, Dar. 467 (<http://www.achemenet.com/en/item/?/2078061=Babylonian%20texts&1687645==Egibi&3321266==Darius%20I&3352559=18&l=a&c=1&t=1.4/1/24/1/1662554>) (2017/06/02 アクセス); Strassmaier, Darius 465 (<http://www.achemenet.com/en/item/?/2078061=Babylonian%20texts&1687645==Egibi&3321266==Darius%20I&l=a&c=1&t=1.4/15/24/1/1662508>) (2017/06/02 アクセス)。

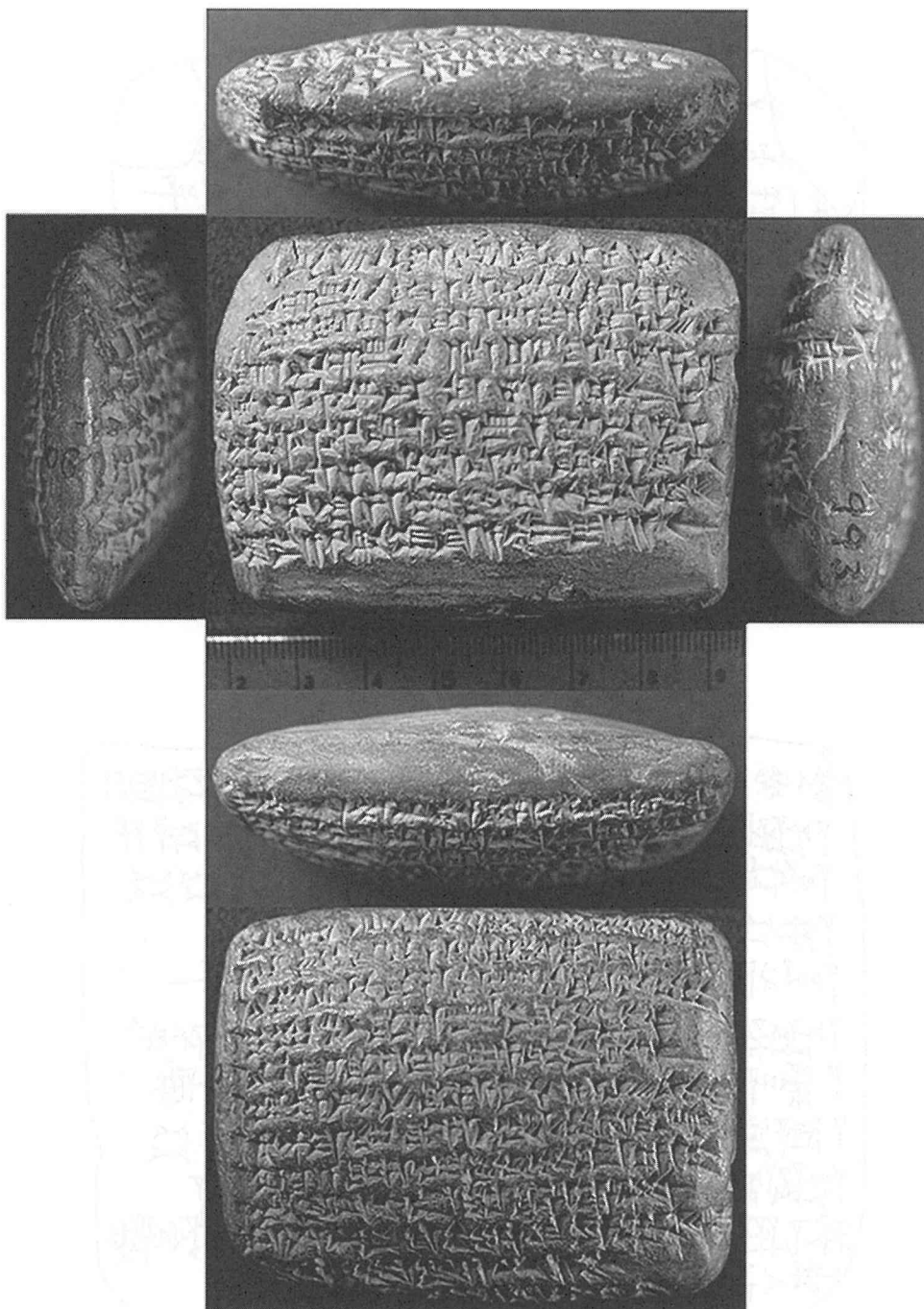
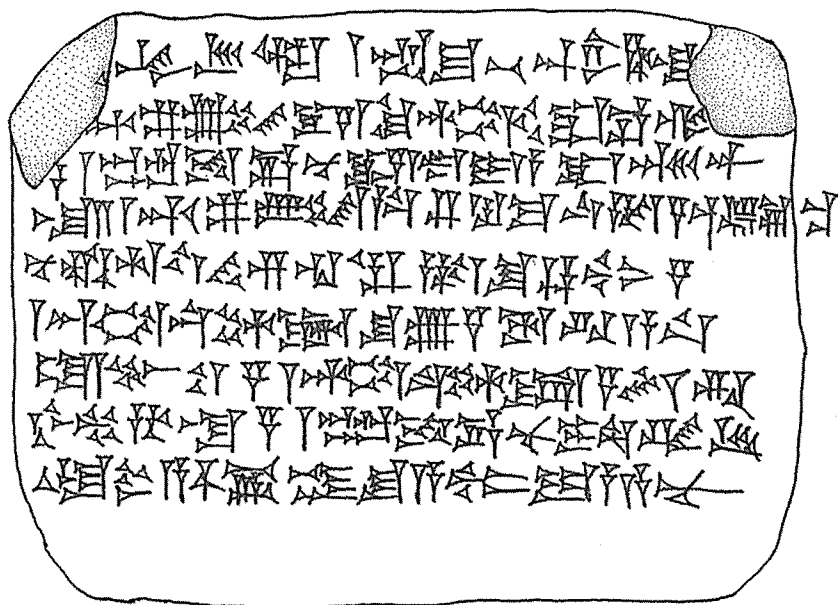


図1 993-90の写真

表面



裏面

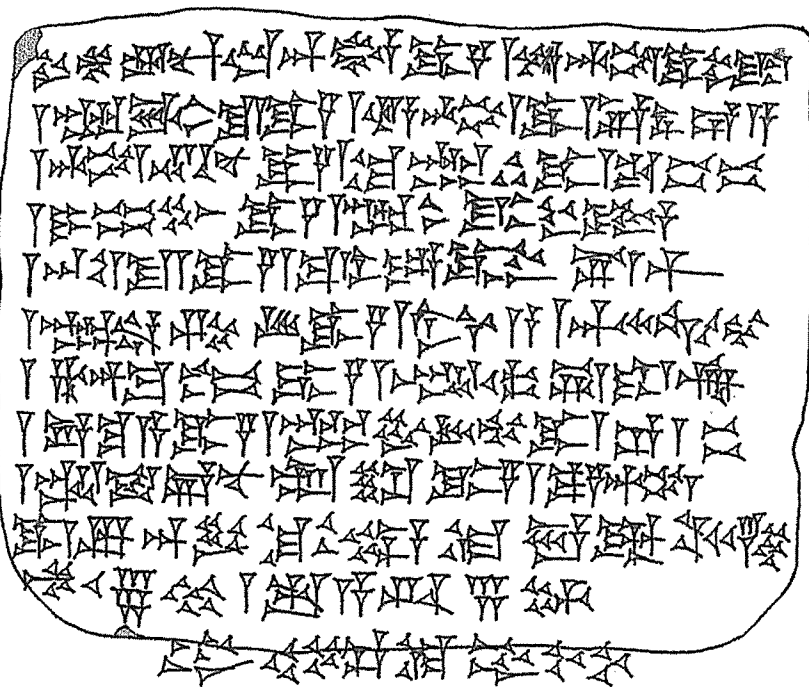


図2 993-90のハンドコピー

II 粘土板 993-90 の翻字と翻訳

1 翻字

表面

1. [5] GI^{MES} ù <a-ḥi> ^{ld}EN-šu-ziz-an-ni ḪA. ʿLA ʿ [šá]
2. [ʿ] ʿ^d U.GUR-ú-še-zib DUMU šá ¹KI-^dAMAR.UTU-TIN DUMU ¹E-[gi-bi]
3. ʿšá ʿ ^{ld}AG-it-ta-nu DUMU šá ¹IR-ia DUMU ^{ld}30-DINGIR
4. ina ŠU^{II} ^{ld}U.GUR-ú-še-zib a-na 2⁵% MA.NA KÙ.BABBAR šá ina 1 GÍN biṭ-qa
5. nu-uḥ-ḥu-tú im-ḥu-ru KÙ.BABBAR šu-a-ti šá
6. ^{ld}AMAR.UTU-na-šir-IBILA šu-ú šá-ṭa-ri a-na
7. ši-bu-tú šá ^{ld}AMAR.UTU-na-šir-IBILA šu-ú šá-ṭi₄-ri
8. mim-mu ḪA.LA šá ^{ld}AG-it-ta-nu i-na GI^{MES}
9. ù LÚ a-me-lu-tu₄ šu-a-ti ia-a-nu

裏面

10. LÚ mu-kin-nu ¹IR-^dKÁ DUMU šá ¹KAR-^dAMAR.UTU LÚ.GAL.DÙ
11. ^{ld}AG-bul-liṭ-su šá ¹KAR-^dAMAR.UTU DUMU ¹Dan-né-e-a
12. ^{ld}AMAR.UTU-EN-šú-nu DUMU šá ¹KI-^dAG-TIN DUMU ¹Da-bi-bi
13. ¹I-qu-pu DUMU šá ^{ld}AG-PAP DUMU LÚ SIMUG
14. ^{ld}UTU-SU DUMU šá ¹Ba-ni-ia DUMU LÚ.UŠ.BAR
15. ^{ld}AG.KAR.ZI.MEŠ DUMU šá ¹Ni-qud-a DUMU ^{ld}30-na-din-MU
16. ¹Ḫa-an-ba-qu DUMU šá ¹Ina-^dEN-ul-ta-ra-aḥ
17. ¹Kal-ba-a DUMU šá ¹AG.ŠEŠ.MEŠ-MU DUMU ¹E-gi-bi
18. ^{ld}EN-it-tan-nu DUB.SAR DUMU šá ¹BA-šá-^dAMAR.UTU
19. DUMU ¹UR-^dNANNA TIN.TIR.KI ITI.BÁR U₄.24.KAM
20. MU.18.KAM ¹Da-a-ri-ia-muš
21. LUGAL TIN.TIR.KI LUGAL KUR.KUR

2 翻訳

表面

- 1-5: [5] カーヌ (約 61.25 m²) とベール・シュジズアンニ (*Bēl-šuzizanni*), エギビの子孫イッティ・マルドゥク・バラートウ (*Itti-Marduk-balātu*) の子ネルガル・ウシェージュブ (*Nergal-ušēzib*) の取り分。これをシーン・イリー (*Sin-ilī*) の子孫アルディア (*Ardiya*) の子ナブー・イッタヌ (*Nabû-ittanu*) は, ネルガル・ウシェージュブの手から, 2% マナ (=170 シェケル, 約 1411 g) の銀, 1 シェケルにつ

き $\frac{1}{8}$ 合金の *nuḥḥutu* 銀⁷⁾で購入した。

5-9: その銀は、マルドゥク・ナーツイル・アプリ (*Marduk-našir-apli*) のものである。
この文書はマルドゥク・ナーツイル・アプリのために作成された。これらのカーヌ
と奴隷に対してナブー・イッタヌの取り分は何もない。

裏面

10-17: 証人。

果樹園の管理人エティル・マルドゥク (*Eṭir-Marduk*) の子アラド・バーブ
(*Arad-Bābu*),

ダンネーア (*Dannēa*) の子孫エティル・マルドゥク (*Eṭir-Marduk*) の子ナ
ブー・ブッリッス (*Nabû-bullissu*),

ダビビ (*Dabibi*) の子孫イッティ・ナブー・バラートウ (*Itti-Nabû-balātu*) の子
マルドゥク・ベールシュヌ (*Marduk-bēšunu*),

鍛冶屋の子孫ナブー・アハ (*Nabû-aḥa*) の子イクプ (*Iqupu*),

織工の子孫バーニヤ (*Bāniya*) の子シャマシュ・エリーバ (*Šamaš-erība*),

シーン・ナーディン・シュミ (*Sin-nādin-šumi*) の子孫ニクダ (*Niquda*) の子ナ
ブー・エツイル・ナブシャーティ (*Nabû-eṭir-naṣṣāti*),

イナ・ベール・ウルトラハ (*Ina-bēl-ultarah*) の子ハンバク (*Ḥanbaqu*),

エギビ (*Egibi*) の子孫ナブー・アッヘー・イッディン (*Nabû-aḥḥē-iddin*) の子
カルバヤ (*Kalbā*)

18-19: カルビ・ナンナ (*Kalbi-Nanna*) (の) 子孫イキーシャ・マルドゥク (*Iqīša-*
Marduk) の子ベール・イッタヌ (*Bēl-ittanu*), 書記。

19-20: バビロン。バビロン (の) 王, 諸国の王ダリウス 18 年第 1 月 24 日。

3 注釈

1 行

993-90: 1 と Dar. 467: 1 は、いずれも冒頭の 1~2 文字分ほどが欠損している⁸⁾。同じ取引を記録した Dar. 465: 2 では、10 カーヌの家の半分と奴隷ベール・シュジズアンニの所有権の半分が売買されていることから、Petschow (1954: 132) は Dar. 467 冒頭の欠損部を「半分」([*a-ḫi*]) と補ったが、Joannès (2002) は実際の面積を補って[5]カーヌとしている⁹⁾。993-90 の翻字にあたっては後者に従って「5」を補った。また、Dar. 467: 1 では奴隷

7) *nuḥḥutu* は銀の品質を表している [CAD-n: 318]。

8) Dar. 467: 1 については、Strassmeier (1897: 332) を参照されたい。

9) Peiser (1891: 33) は、Dar. 465 と Dar. 467 で購入されている土地を半分とはせず、10 カーヌとしている。

ベール・シュジズアンニの所有権の半分が売買されたことが明らかである (*aḫi Bēl-šuzizanni*) が、993-90 には「半分」(*a-ḫi*) にあたる語が欠けている。

Petschow (1954: 132) と Joannès (2002) は、Dar. 467: 1 の行末にベール・シュジズアンニを指す「奴隸」(*lū qal-la*) という語を補っているが¹⁰⁾、993-90 では HA の文字と LA の文字の一部が読み取れるため、「取り分」(HA.「LA」) としている。

4 行

土地と奴隸の購入額である銀の重さについて、Strassmeier (1892: 332) による Dar. 467 のハンドコピーは 2% マナであることを示しており、Petschow (1954: 132) も 2% マナとしている。ただし、Joannès (2002) は Dar. 465: 7 のハンドコピーに基づき、Dar. 467: 4 についても実際には 2 と読めるが 3 の間違いであると指摘している¹¹⁾。993-90 では、「2」の文字に一本の横線が入っていることから、 $\frac{1}{2}$ のようにも見えるが、これは書記による誤りと考えられる。

5 行

第 4 行の「2」の文字に横線が入っているのと同じように、第 5 行の *šu-a-ti* の *a* の文字には本来は不必要と思われる横線が二本ある。

17 行

Strassmeier (1897) のハンドコピーによれば、Dar. 467: 17 と Dar. 465: 5 に現れるカルバヤの父はベール・アッヘー・イッディン (^{1d}EN.ŠEŠ.MEŠ.MU) であり、Joannès (2002) もそれに従っている¹²⁾。しかし、993-90 では、カルバヤの父親の名前の冒頭は EN ではなく AG であり、ナブー・アッヘー・イッディン (^{1d}AG.ŠEŠ.MEŠ.MU) と読める。したがって、このカルバヤはエギビ家第 2 代当主ナブー・アッヘー・イッディンの養子で、第 3 代当主イッティ・マルドゥク・バラートウの義理の兄弟である可能性がある¹³⁾。

10) Peiser (1891: 33) はこの部分を補っていない。「奴隸」(*qallu*) については CAD [-q: 64-66] を参照されたい。

11) Dar. 465: 7 では購入額の記された部分が一部欠損しているが、Strassmeier (1897: 332) のハンドコピーは 3 と % の文字の一部が見えるため、Joannès (2002) の指摘は、これに従ったものと考えられる。

12) Peiser (1891) と Petschow (1954) は、いずれも裏面に列挙される証人のリストの翻訳・翻字はしていない。

13) カルバヤは、第 2 代エギビ家当主ナブー・アッヘー・イッディンの甥であったが、ナボニドス治世 10 年 (前 541 年) にその養子に取られた (Spar & von Dassow 2012: 84)。993-90 が作成された 3 日後、ダリウス治世 18 年第 1 月 27 日付の別の契約文書 (Dar. 468: 2) でも、カルバヤはナブー・アッヘー・イッディンの子として現れる。

Ⅲ 取引の内容について

993-90 および Dar. 467 の表面に記されている取引内容は、ナブー・イッタヌという人物が、5 カーヌの土地と奴隷バール・シュジズアンニの所有権の半分を、ネルガル・ウシェージブから 2% マナ（あるいは 3% マナ）の銀で購入したというものである。その購入に使用された銀を出資したのは、エギビ家第 4 代当主であったマルドゥク・ナーツィル・アプリであり、文書自体も彼のために作成されたと記されている。また、両文書ともナブー・イッタヌにはこの土地と奴隷の所有権の取り分はないという文言で終わっている。

993-90 および Dar. 467 と同日に作成された Dar. 465 には、このとき取引された土地と奴隷について、より詳細に説明されている。それによれば、ナブー・イッタヌがネルガル・ウシェージブから購入したのは、フルサグカラマの町にあるエリーバ・マルドゥク (*Eriba-Marduk*) という人物の家の隣の 10 カーヌの土地の半分と、カルバヤという人物が所有していた奴隷バール・シュジズアンニの所有権の半分であった [Dar. 465: 2-4]。

エギビ家がバビロン近郊の都市キシユのフルサグカラマに不動産を所有していたことはいくつかの文書から確認されている [渡井 2013: 8]。Nbn. 967 からは、ナボニドス 16 年（前 536 年）、エギビ家第 3 代当主イッティ・マルドゥク・バラートゥが、所有するキシユのフルサグカラマの家と奴隷一人を義理の兄弟カルバヤへ賃貸に出したことがわかる¹⁴⁾。このイッティ・マルドゥク・バラートゥが死去すると、ダリウス 1 世 1 年（前 521 年）、嫡子であったマルドゥク・ナーツィル・アプリが家督を継いでエギビ家第 4 代当主となった。その後、ダリウス 1 世 14 年（前 508 年）第 11 月 24 日、マルドゥク・ナーツィル・アプリは、二人の弟たちネルガル・ウシェージブとナブー・アッヘー・ブッリトの訴えに応じ、それまでは共同名義であった不動産と奴隷などの相続財産を兄弟の間で分割している [Dar. 379]¹⁵⁾。しかし、この財産分割に関する文書 Dar. 379 には、先代のイッティ・マルドゥク・バラートゥがカルバヤに貸出したフルサグカラマの家についての言及はない。このことから、ダリウス 1 世 14 年の時点では、それらの財産はまだカルバヤへ賃貸に出されたままであったと考えられる¹⁶⁾。そうであれば、Dar. 379 が作成されたダリウス 1 世 14 年から 993-90 が作成されたダリウス 1 世 18 年（前 504 年）の間に、カルバヤに貸出されていた家の土地と奴隷の所有権の半分がエギビ家当主の兄弟ネルガル・ウシェージブの手に渡っていたのだと推定される。そして 993-90 と Dar. 467 および Dar. 465 には、上述のある時期にネルガル・

14) ただし、このときカルバヤに貸し出された奴隷はバール・シュジズアンニではなく、シリム・バール (*Silim-Bêl*) という人物であった (Nbn. 967: 2)。

15) Dar. 379 とその中で扱われている都市不動産の同定については、渡井 (2013) を参照されたい。

16) Spar & von Dassow (2012: 131) および渡井 (2013: 8) を参照されたい。また、993-90 と Dar. 467 および Dar. 465 が作成された 3 日後には、カルバヤは家具をマルドゥク・ナーツィル・アプリとネルガル・ウシェージブに与えている (Dar. 468)。この家具はカルバヤが賃貸していたものかもしれない。

ウシェージブが所有するようになったフルサグカラマの土地と奴隷の所有権を、今度は兄のマルドゥク・ナーツイル・アプリが購入したことが記されている。

ただし、実際の売買は兄弟間で行われず、ナブー・イッタヌという第三者を立てた代行契約が行われた¹⁷⁾。契約がより詳細に記されている Dar. 465 については、実際の購入者であるマルドゥク・ナーツイル・アプリの資本を受けた仲介者のナブー・イッタヌが、ネルガル・ウシェージブから土地と奴隷の所有権を購入し、その名前で結んだ契約書である。一方、993-90 および Dar. 467 は実際の購入者であるマルドゥク・ナーツイル・アプリのために作成された文書である。そのため、契約の内容を記すと共に、仲介者であるナブー・イッタヌには取引された財産に取り分がないことが明記されている [Baker 2003: 250]。したがって、993-90 と Dar. 467 は取引の際に二部作成された同じ文書であり、実際の購入者マルドゥク・ナーツイル・アプリと仲介者ナブー・イッタヌがそれぞれ保持していたものである可能性がある。

17) 仲介者を立てる土地売買の形式については Petschow (1954) がまとめている。993-90・Dar. 467・Dar. 465 と同日に作成された Dar. 466 にも仲介者を立てた兄弟間の土地の売買が記録されている。その中では、アルディ・ババという人物がネルガル・ウシェージブからバビロンにあるウラシュ門向かいのナツメヤシ園を購入している [Wunsch 1999: 400]。ここでも、土地を購入するための銀を出資したのはマルドゥク・ナーツイル・アプリであった。アルディ・ババにはその土地に取り分はないとされ、この文書はマルドゥク・ナーツイル・アプリのものであると記されている。したがって、この場合も、マルドゥク・ナーツイル・アプリが、アルディ・ババを介してネルガル・ウシェージブから土地を購入した記録である。

参考資料①：Dar. 467 翻字と翻訳¹⁸⁾

Dar. 467

翻字

表面

1. [5] GI^{MEŠ} ù^{ld}EN-šú-ziz-[an-ni lú qal-la šá]
2. ^{ld}U.GUR-ú-še-zib DUMU šá¹KI-^dAMAR.UTU-TIN DUMU ¹E-[gi-bi]
3. šá^{ld}AG-it-ta-nu DUMU šá¹İR-ia DUMU ^{ld}30-DINGIR
4. ina ŠU^{II} ^{ld}U.GUR-ú-še-zib a-na 2^{SIC} (3¹)⁵/₆ MA.NA KÙ.BABBAR šá ina 1 GÍN pit-qa
5. nu-uh-^hu-tú im-^hu-ru KÙ.BABBAR šu-a-ti šá
6. ^{ld}AMAR.UTU-na-šir-IBILA šu-ú šá-^hta-ri a-na
7. ši-bu-tú šá^{ld}AMAR.UTU-na-šir-IBILA šu-ú šá-^hti-ir
8. mim-mu ḪA.LA šá^{ld}AG-it-ta-nu i-na GI^{MEŠ}
9. ù LÚ a-me-lu-tu, šu-a-ti ia-a-nu

裏面

10. LÚ mu-kin-nu ¹İR^dKÁ DUMU šá¹KAR-^dAMAR.UTU LÚ.GAL.DÙ
11. ^{ld}AG-bul-liṭ-su šá¹KAR-^dAMAR.UTU DUMU ¹Dan-né-e-a
12. ^{ld}AMAR.UTU-EN-šú-nu DUMU šá¹KI-^dAG-TIN DUMU ¹Da-bi-bi
13. ¹I-qu-pu DUMU šá^{ld}AG-PAP DUMU LÚ SIMUG ^{ld}UTU-SU
14. DUMU šá¹Ba-ni-ia DUMU šá LÚ.UŠ.BAR ^{ld}AG.KAR.ZI.MEŠ
15. DUMU šá¹Ni-qud-a DUMU ^{ld}30-na-din-MU ¹Ḫa-am-ba-qu
16. DUMU šá¹Ina-^dEN-ul-ta-ra-aḫ ¹Kal-ba-a DUMU šá
17. ^{ld}EN.ŠEŠ.MEŠ-MU DUMU ¹E-gi-bi ^{ld}EN-it-tan-nu
18. DUB.SAR DUMU šá¹BA-šá-^dAMAR.UTU DUMU ¹UR-^dNANNA
19. [TIN].TIR.KI ITI.BÁR U₄.24.KAM MU.18.KAM
20. [¹Da]-ri-ia-muš LUGAL TIN.TIR.KI LUGAL [KUR.KUR]

翻訳

表面

- 1-5：[5] カーヌとベール・シュジズアンニ (*Bēl-šuzizanni*), エギビの子孫イッティ・マルドゥク・バラートゥ (*Itti-Marduk-balātu*) の子ネルガル・ウシェージブ

18) 参考資料①と②については, Strassmeier (1892: 332-333) のハンドコピーおよび Joannès (2002) による翻字と要約に従う。

(*Nergal-ušēzib*) の取り分。これをシーン・イリー (*Sîn-ili*) の子孫アルディア (*Ardiya*) の子ナブー・イッタヌ (*Nabû-ittanu*) は、ネルガル・ウシェージュブの手から、2% マナの銀、1 シェケルにつき 1/4 合金の *nuḫḫutu* 銀で購入した。

5-9: その銀は、マルドゥク・ナーツイル・アプリ (*Marduk-našir-apli*) のものである。この文書はマルドゥク・ナーツイル・アプリのために作成された。これらのカーヌと奴隷にナブー・イッタヌの取り分は何もない。

裏面

10-17: 証人。

果樹園の管理人エティル・マルドゥク (*Eṭir-Marduk*) の子アラド・バーブ (*Arad-Bābu*),

ダンネーア (*Dannēa*) (の) 子孫エティル・マルドゥク (*Eṭir-Marduk*) の子ナブー・ブッリッス (*Nabû-bullissu*),

ダビビ (*Dabibi*) (の) 子孫イッティ・ナブー・バラートウ (*Itti-Nabû-balātu*) の子マルドゥク・ベールシュヌ (*Marduk-bēlšunu*),

鍛冶屋 (の) 子孫ナブー・アハ (*Nabû-aḥa*) の子イクプ (*Iqupu*),

織工 (の) 子孫バーニヤ (*Bāniya*) の子シャマシュ・エリーバ (*Šamaš-erība*),

シーン・ナーディン・シュミ (*Sîn-nādin-šumi*) の子孫ニクダ (*Niquda*) の子ナブー・エツイル・ナブシャーティ (*Nabû-eṭir-naṣṣāti*),

イナ・ベール・ウルトラハ (*Ina-bēl-ultraḥ*) の子ハンバク (*Ḥanbaqu*),

エギビ (*Egibi*) (の) 子孫ベール・アッヘー・イッディン (*Bēl-aḥḥē-iddin*) の子カルバヤ (*Kalbā*)

18-20: カルビ・ナンナ (*Kalbi-Nanna*) (の) 子孫イキーシャ・マルドゥク (*Iqīša-Marduk*) の子ベール・イッタヌ (*Bēl-ittanu*), 書記。バビロン。バビロン (の) 王, 諸国の王ダリウス 18 年第 1 月 24 日。

参考資料②: Dar. 465 の翻字と翻訳

Dar. 465

翻字

表面

1. ^{1d}U.GUR-ú-še-zib DUMU šá 'KI-^dAMAR.UTU-TIN DUMU 'E-gi-bi
2. ina hu-ud lib-bi-šú a-hi ḤA.LA-šú šá i-na 10 GIMEŠ
3. šá i-na URU ḤURSAG.KALAM.MA šá DA É 'SU-^dAMAR.UTU ù a-hi
4. ḤA.LA-šú i-na ^{1d}EN-šu-ziz-an-ni šá it-ti 'Kal-ba-a

5. [DUMU]-šú šá ^{1d}EN.ŠEŠ.MEŠ-MU DUMU ¹E-gi-bi zi-iz-ziz a-na
6. [3%] MA.NA KÙ.BABBAR šá ina 1 GÍN bit-qa nu-uh-hu-tú a-na ^{1d}AG-it-tan-nu
7. [DUMU šá ¹IR-ia DUMU ^{1d}]30-DINGIR ¹id-din KÙ.BABBAR a₄ 3%⁶ MA.NA
8. [.....]-x DUMU šá
9. [.....]-BE
10. (…)

裏面

1. [.....¹]Ba-ni-ia
2. A LÚ.UŠ.BAR ^{1d}AMAR.UTU-MU-URI₃ A-šú šá ^{1d}EN-na-šir A LÚ.ŠU.ĤA
3. ^{1d}EN-it-tan-nu A-šú šá ¹Šul-lu-mu A ^{1d}30-SISKUR.SISKUR-ŠE.GA
4. ^{1d}AG-ŠUR A-šú šá ^{1d}AG-SUM.NA A LÚ.GAL.DÙ
5. ^{1d}EN-it-tan-nu DUB.SAR DUMU šá ¹BA-šá-^dAMAR.UTU A ¹UR-^dNANNA
6. TIN.TIR^{KI} ITI.BÁR U₄.24.KAM MU.18.KAM
7. ¹Da-a-ri-ia-mu-uš LUGAL TIN.TIR^{KI} LUGAL KUR.KUR
8. [.....¹]^dAG-A-MU

翻訳

表面

- 1-7: エギビの子孫イッティ・マルドゥク・バラートゥ (*Itti-Marduk-balātu*) の子ネルガル・ウシェージブ (*Nergal-ušēzib*) は、自らの意思で、フルサグカラマの町にあるエリーバ・マルドゥク (*Eriba-Marduk*) の家の隣の10カーヌの半分の彼の取り分と、エギビ (*Egibi*) の子孫ベール・アッヘー・イッディン (*Bēl-aḥḥē-iddin*) の[子]カルバヤ (*Kalbā*) と共同で所有しているベール・シュジズアンニ (*Bēl-šuzizanni*) の半分の彼の取り分を、シーン・イリー (*Sin-ilī*) の[子孫アルディア (*Ardiya*) の子]ナブー・イッタヌ (*Nabū-ittanu*) に、3% マナの銀、1シェケルにつき⅓合金の *nuḥḥutu* 銀で売った。その3% マナの銀 [……]。

裏面

- 1'-4': [……] 織工の子孫バーニヤ (*Bāniya*)、獵師の子孫ベール・ナツイル (*Bēl-našir*) の子マルドゥク・シュマ・ウツル (*Marduk-šuma-ušur*)、シーン・カラービー・イシュメ (*Sin-karābī-išme*) の子シュルム (*Šullumu*) の子ベール・イッタヌ (*Bēl-ittannu*)、果樹園の管理人の子孫ナブー・イッディン (*Nabū-iddin*) の子ナブー・エツイル (*Nabū-eṭir*)。
- 5': カルビ・ナンナ (*Kalbi-Nanna*) の子孫イキーシャ・マルドゥク (*Iqīša-Marduk*) の

子ベール・イッタヌ (*Bēl-ittanu*), 書記。

6'-7' : バビロン。バビロン (の) 王, 諸国の王ダリウス 18 年第 1 月 24 日。

8' : [...] ナブー・アブラ・イッディン (*Nabû-apla-iddin*)。

参考文献

- Abraham, K. (2004) *Business and Politics under the Persian Empire : The Financial Dealings of Marduk-nasir-apli of the House of Egibi (521-487 B.C.E.)*. Bethesda, Maryland.
- Baker, H. D. (2003) Record-Keeping Practices as Revealed by the Neo-Babylonian Private Archival Documents. In : Brosius, M. (ed.) *Ancient Archives and Archival Traditions : Concepts of Record-Keeping in the Ancient World*. Oxford, 241-263.
- Jursa, M. (2005) *Neo-Babylonian Legal and Administrative Documents : Typology, Contents and Archives (Guides to the Mesopotamian Textual Record 1)*. Münster.
- Jursa, M. (2010) *Aspects of the Economic History of Babylonia in the First Millennium BC : Economic Geography, Economic Mentalities, Agriculture, the Use of Money and the Problem of Economic Growth (Alter Orient und Altes Testament 377)*. Münster.
- Kohler, J. & F. E. Peiser (1891) *Aus dem Babylonischen Rechtsleben* III, Leipzig.
- Kuhrt, A. (1995) *The Ancient Near East c. 3000-330 BC*, II. London and New York.
- Nakahara, Y. (1928) *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko (The Oriental Library)*, no. 3. Tokyo.
- Petschow, H. (1954) Der Surrogationsgedanke im neubabylonischen Recht. *Revue internationale des droits de l'antiquité* 3 (1), 125-171.
- Spar, I. & E. von Dassow (2012) *Cuneiform Texts in the Metropolitan Museum of Art Volume III : Private Archive Texts from the First Millennium B.C.* New York.
- Strassmeier, J. N. (1889) *Inschriften von Nabonidus, König von Babylon*. Leipzig.
- Strassmeier, J. N. (1892) *Inschriften von Darius, König von Babylon*. Leipzig.
- Wunsch, C. (1999) The Egibi Family's Real Estate in Babylon (6th Century BC). In : M. Hudson and B. A. Levine (eds.) *Urbanization and Land Ownership in the Ancient Near East*. Cambridge MA, 391-419.
- Wunsch, C. (2007) The Egibi Family. In : Leike, G. (ed.) *The Babylonian World*. New York, 236-250.
- 京都大学総合博物館編 (2017) 『考古図録 (京都大学総合博物館収蔵資料目録 第3号)』, 京都大学総合博物館.
- 濱田耕作編 (1928) 『京都帝國大學文學部陳列館考古圖録 増訂新版』, 京都帝國大學文學部.
- 中原与茂九郎 (1927) 京都帝國大學所蔵ウルク国王シンガシドの粘土板碑文の解説と解説『史林』12 (3), 79-91.
- 中原与茂九郎 (1957) 西アジア学の発祥『西南アジア研究』1 (1), 5-6.
- 森若葉 (2018) 京都大学総合博物館所蔵楔形文字粘土板 (1) — 古バビロニア時代不動産売買文書

『西南アジア研究』(87), 47-57.

渡井葉子 (2013) 前 6 世紀バビロニアのエギビ家の都市不動産『オリエント』55 (2), 1-16.

(同志社大学神学部)